

中日本高速道路株式会社 第13回定時株主総会

日 時：平成30年6月26日（火） 午後1時開会

場 所：中日本高速道路株式会社 14階会議室

【議 題】

報告事項

1. 第13期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名の選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役4名の選任の件 |
| 第5号議案 | 退任役員に対する慰労金の贈呈の件 |

第 13 期 報 告 書

2017年4月1日から
2018年3月31日まで

事業報告	P 1
計算書類	P 2 7
貸借対照表	
損益計算書	
株主資本等変動計算書	
個別注記表	
連結計算書類	P 3 8
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
連結株主資本等変動計算書	
連結注記表	
会計監査人監査報告書謄本	P 5 1
監査役会監査報告書謄本	P 5 3

中日本高速道路株式会社

事業報告

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、輸出や生産の持ち直しが続き、雇用・所得環境等が改善するなど、緩やかな回復傾向が続きました。また、個人消費や民間企業設備投資等国内需要も持ち直しており、好循環が進展しておりましたが、米国と中国を発端とした世界的な貿易摩擦に対する懸念や国内政治不安の高まり等、先行きは依然として不透明な状況となりました。

一方、高速道路ネットワークの早期整備や、計画的な老朽化対策の推進、災害に対する強靱性・対応力の強化、地域振興の核となるサービスエリアの展開等、当社グループが果たすべき社会的使命は、一層重くなっています。

このような中、当社グループは、少子高齢化や、人口減少、社会インフラの老朽化、情報通信技術(ICT技術)の高度化等、今後の社会環境の大きな変化を見据え、民営化20年に向けて進むべき方向性を示した「経営計画チャレンジV(ファイブ)2016-2020」の2年目を迎え、4つの経営方針「高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組み」、「安全・快適を高める技術開発の推進」、「社会・経済の変化も見据えた地域活性化への貢献」、「社会の要請に応え続けるための経営基盤の強化」に基づく取組みを着実に進めてまいりました。

高速道路の安全性向上については、2012年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル(上り線)天井板落下事故を受けて策定した「安全性向上3カ年計画」の成果を踏まえた今後の取組み方針「安全性向上への5つの取組み方針」に基づき、当社グループ一体となって「安全を最優先とする企業文化の醸成」、「道路構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善」、「安全活動の推進」、「安全を支える人財の育成」、「安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進」に取り組んでまいりました。

技術開発については、道路構造物の点検の高度化に資する高速画像処理を用いたトンネル内点検技術や、橋梁の鉄筋等の金属腐食の抑制を目的とした新たな凍結防止剤の開発をグループ一体となって進めてまいりました。

地域活性化への貢献については、高速道路と観光施設等の利用等をセットとしたドライブプランの販売を行い、高速道路ネットワークを活かした交流人口増加の取組みを実施してまいりました。また、地域連携の新たな仕組みとして地域のパートナーと協働したクラウドファンディングを活用した取組みが、社会価値を生み出す持続的な経営・組織づくりの取組みを表彰する「KAIIKA Awards 2017」(一般社団法人日本能率協会主催)において大賞を受賞し、社会的にも高い評価を受けています。

経営基盤の強化については、業務プロセスを見直すことによる業務効率化や、「育ち」活動を通じて人財育成を通して、グループ全体の生産性向上に取り組んでまいりました。

引き続き、お客さまに安心して高速道路をご利用いただけるよう、4つの経営方針に基づく取組

みを着実に実施していくとともに、中央自動車道笹子トンネル(上り線)天井板落下事故を決して忘れることなく、事故のご遺族の皆さまや被害に遭われた皆さまに真摯に対応してまいります。

当期における当社グループの業績は、営業収益が 972,076 百万円(前期比 7.1%増)、営業利益が 7,181 百万円(前期比 12.3%増)、経常利益が 8,593 百万円(前期比 9.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益が 19,813 百万円(前期比 76.5%増)となりました。なお、厚生年金基金の代行返上に伴う影響を除くと、親会社株主に帰属する当期純利益は 4,286 百万円(前期比 1.6%減)となります。

次に、当社の個別の業績は、営業収益が 948,733 百万円(前期比 7.3%増)、営業利益が 2,384 百万円(前期比 312.2%増)となりました。このうち、高速道路事業営業損失は 366 百万円、関連事業営業利益は 2,750 百万円となりました。また、経常利益が 7,056 百万円(前期比 278.2%増)、当期純利益が 21,018 百万円(前期比 174.0%増)となりました。なお、厚生年金基金の代行返上に伴う影響を除くと、当期純利益は 5,491 百万円(前期比 584.2%増)となります。

営業収益の増加は、当連結会計年度に新東名高速道路海老名南ジャンクション～厚木南インターチェンジ間の開通等に伴い道路資産完成高を計上したことによるものです。なお、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号。以下「特措法」という。)第 51 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「高速道路機構」という。)に帰属する道路資産は、道路資産完成原価と同額を道路資産完成高として計上するため、損益に影響しません。

なお、当連結会計年度における通行料金収入は 678,696 百万円(前期比 2.1%増)でした。

事業別の状況は、次のとおりです。

(建設事業)

当連結会計年度においては、2017 年 10 月 22 日に東海環状自動車道養老ジャンクション～養老インターチェンジ間 3.1km を、2018 年 1 月 28 日に新東名高速道路海老名南ジャンクション～厚木南インターチェンジ間 2km を、それぞれ開通させました。

また、新東名高速道路厚木南インターチェンジ～御殿場ジャンクション間、新名神高速道路新四日市ジャンクション～亀山西ジャンクション(仮称)間、中部横断自動車道新清水ジャンクション～富沢インターチェンジ間、東京外かく環状道路中央ジャンクション(仮称)～東名ジャンクション(仮称)間、名古屋第二環状自動車道名古屋西ジャンクション～飛島ジャンクション(仮称)間の新設事業及び東海北陸自動車道白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ間の 4 車線化の改築事業について、着実に事業を推進しました。

なお、新東名高速道路伊勢原ジャンクション～伊勢原北インターチェンジ間については、埋蔵文化財調査の拡大等から全体工程を精査し、開通予定時期を 2019 年度と見直しました。また、名古屋第二環状自動車道名古屋西ジャンクション～飛島ジャンクション(仮称)間については、工事の進捗状況を踏まえ、開通予定時期を 2020 年度と発表しました。

高速道路の有効利用や地域の活性化を推進するため、6箇所のスマートインターチェンジ(中央自動車道小黒川スマートインターチェンジ(長野県伊那市)、同道駒ヶ岳スマートインターチェンジ(同県駒ヶ根市)、東名高速道路守山スマートインターチェンジ(名古屋市)、名神高速道路安八スマートインターチェンジ(岐阜県安八郡安八町)、舞鶴若狭自動車道三方五湖スマートインターチェンジ(福井県三方上中郡若狭町)、北陸自動車道能美根上スマートインターチェンジ(石川県能美市))を開通させました。

(保全・サービス事業)

当連結会計年度において、道路構造物等の点検については、2014年度に改正した「保全点検要領(構造物編)」に基づき行っており、2018年度までの5年間の点検計画に対する進捗率は、約8割となっています。また、高速道路と交差する跨道橋のうち使用される見込みがない跨道橋については、跨道橋の管理者と撤去に関する協議を継続して行い、中央自動車道に架かる2橋を撤去しました。

高速道路リニューアルプロジェクトについては、中央自動車道天竜川橋(上り線)や辰野トンネル(下り線)等で大規模交通規制を行いながら劣化した橋梁床版の取替工事やトンネル覆工の補強工事を実施しました。

大規模災害発生時の緊急輸送路としての高速道路ネットワークの確保のため、2016年4月に発生した熊本地震の被災状況を踏まえ、ロッキング橋脚を有する橋梁や耐震性能2(地震による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行き得る性能をいう。)を確保できていない橋梁等の耐震補強に着手しました。

道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故に繋がるおそれのある重量超過等の車両制限令に違反する車両に対して、取締りを強化し、悪質な違反者に対する警察への告発、高速道路6会社連携による大口多頻度割引停止措置等の強化、自動計測装置の整備による常時取締りの実施等、違反車両の撲滅に取り組みました。

高速道路の利用促進については、訪日外国人向け周遊型割引を拡充しました。

渋滞対策については、東名阪自動車道四日市インターチェンジ～鈴鹿インターチェンジ間(上り線)の3車線(暫定)運用区間の延伸や、首都圏中央連絡自動車道八王子ジャンクションの2車線化により渋滞の緩和に努めたほか、東名高速道路大和トンネル付近や中央自動車道小仏トンネル付近等における付加車線の設置等、着実に事業を推進しています。

交通事故の防止については、暫定2車線の一部区間に正面衝突事故防止対策としてこれまで上下線を区分するために設置していたラバーポールに代えてワイヤロープを試行設置しました。この対策について国土交通省に設置されている「高速道路の正面衝突対策に関する技術検討委員会」において「ワイヤロープ試行設置区間における死亡事故は0件」との中間報告がなされました。

また、重大事故につながる可能性の高い高速道路での逆走による事故をなくすため、インターチェンジ、ジャンクション、サービスエリア及びパーキングエリアの全箇所大型矢印標示等による視覚的な対策や、Uターン防止ラバーポール等による物理的な対策は完了しました。また、交通安

全啓発等にも取り組みました。

防災対応力については、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」や「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等に対応し、関係機関の参集拠点での連携強化や機能強化、高速道路ネットワークを活用した迅速な緊急輸送ルート確保のため、大規模災害時等に備えた資機材の備蓄を実施しています。また、防災訓練やお客さまの安全確保を目的に避難誘導訓練を実施し、訓練により顕在化した課題への対応、関係機関との連携等に努めました。

大雪等荒天時の通行確保については、大雪事前広報、強降雪ライブ映像提供等の情報提供の充実を図る取組み、気象条件に応じた除雪車両の最適な運用、監視カメラや救援用車両の追加配備等の雪による通行止めを極力回避するための取組み、関係機関との連携強化を図り通行止めを早期に解除するための取組みにより、高速道路ネットワークの確保に努めました。

(関連事業)

関連事業では、サービスエリア事業として、NEOPASA(ネオパーサ)、EXPASA(エクスパパーサ)をはじめとするサービスエリア、パーキングエリアを 180 箇所営業するとともに、その他、地域開発事業や、観光振興事業、海外事業等に取り組んでいます。

<サービスエリア事業>

各サービスエリアでは、地域の特色を活かした個性豊かで魅力的なサービスエリアづくりを展開しました。

近隣住民の方々にも魅力を感じていただけるよう一般道からサービスエリアが利用できる「ぷらっとパーク」の改良や、地元農産物の販売、地域食材を使用した地産地消メニューの充実、産学連携による新商品の開発・販売、地域住民参加型のイベントの開催等、地域活性化や地域社会との連携強化に努めました。

東名高速道路駒門パーキングエリア(下り線)は、交通量の多い国道 246 号に接するエリアとして、2017 年 4 月に新設オープンしました。その特徴を活かし、国道からの出入り口「ぷらっとパーク」には大規模な駐車場を整備し、ビジネスやレジャーのみならず、地域の皆さまが日常使いとしてもご利用いただけるよう、品ぞろえを工夫し、魅力を感じていただけるエリアづくりに取り組みました。

また、中央自動車道談合坂サービスエリア(上り線)、東名高速道路富士川サービスエリア(下り線)等、既存サービスエリアにおいて、お客さまニーズをとらえた店舗配置の見直しやフードコート拡大、キッズコーナーの新設等、各種サービスを充実させることによるリニューアルを進め、利便性を向上させました。

このほか、地域物産展や沿線自治体と連携したイベントの開催、オリジナルおみやげブランド「プレみや」の拡大を図りました。また、外国からのお客さまに対するサービスの更なる充実を図るため、海外発行カードに対応した ATM や決済端末の設置、各種案内の多言語表示等を行いました。

<その他の関連事業>

地域開発事業では、東海環状自動車道土岐南多治見インターチェンジの隣接地において営業している複合商業施設「テラスゲート土岐」で、お客さま感謝イベントやキャンペーン等を実施し誘客に努めました。また、社宅の跡地を活用して横浜市、浜松市及び東京都町田市で分譲宅地の開発を始めました。

観光振興事業では、52の観光施設等と連携し、高速道路と観光施設の利用等をセットとしたドライブプランを販売しました。また、フォトロゲイニング等の地域の魅力をPRするイベントや地域誘客キャンペーン開催に取り組むとともに、高速道路の建設現場や管理施設等の見学を組み込んだ旅行ツアー商品を販売しました。

カードサービス事業では、イオン NEXCO 中日本カードの会員数拡大に向けて利用促進キャンペーンに取り組みました。

海外事業では、当社の関連会社である日本高速道路インターナショナル株式会社(以下「JEXWAY」という。)と共同で、2017年9月、ベトナムの首都ハノイ近郊を通る有料道路「フーリーバイパス」の運営会社であるFCC社(FCC Infrastructure Investment Joint Stock Company)の全株式のうち20%を取得し、日本の高速道路会社として初めてベトナムにおける有料道路事業に参入しました。また、JEXWAYの推進するアジア等における有料道路事業への参入を支援しました。加えて、コンサルティング業務として2016年度からの継続案件6件の実施を通じ、現地技術者の能力向上に貢献しました。このほか、海外からの視察団の受入れ等の積極的な国際交流を通じて、幅広い情報交換ネットワークの構築を進めたほか、国が行う海外協力事業等への社員の派遣や海外の道路関係会議での日本の高速道路技術の紹介等、国際貢献にも努めました。

国内の技術外販事業として、「ETC 多目的利用サービスの拡大」の実現に向けて検討を進め、ETC技術を活用した駐車場料金決済の試行運用を実施しました。

また、東海旅客鉄道株式会社と締結した協定に基づき、リニア中央新幹線事業に係る用地取得の支援業務を行いました。

(元社員の所得税法違反・詐欺事案等への対応について)

2012年9月21日に調査結果を公表した元社員の所得税法違反・詐欺事案、これに関連する工事管理や用地補償に関する不適切な事務処理については、全社を挙げて再発防止策を徹底して行い、適正な業務の遂行と信頼回復に努めています。

併せて、当社の損害に対して、損害賠償請求訴訟を提起するなどの訴訟対応を行っていましたが、2018年度には訴訟対応を終える見込みです。

(業務委託先の社員の不正競争防止法違反事案への対応について)

2016年11月2日に業務委託先の社員らが略式起訴された当社発注工事に係る情報漏えい事件については、2017年10月20日に当社の情報管理の問題点等の事件発生の要因を踏まえて策

定し、公表した再発防止策を全社を挙げて徹底して行い、適正な業務の遂行と信頼回復に努めています。

(2)設備投資等の状況

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結計算書類及び計算書類において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項から第4項までの規定に基づき、高速道路の工事完了時等においては高速道路機構に帰属することとなり、それ以降は当社の資産としては計上されないこととなります。

また、高速道路機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、高速道路機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せて、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条の規定に基づく協定に基づき当社が高速道路機構から借り受けます。この高速道路機構から当社が借り受ける道路資産は、当社の資産としては計上されません。

当連結会計年度における設備投資総額は25,312百万円です。

なお、当連結会計年度に高速道路機構に帰属した道路資産の総額は、216,869百万円です。

【高速道路事業】

高速道路事業では、当連結会計年度に18,272百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は次のとおりです。

- ・東海環状自動車道養老ジャンクション～養老インターチェンジ間、新東名高速道路海老名南ジャンクション～厚木南インターチェンジ間の開通に伴う料金徴収施設の新築
- ・湿塩散布車等(107台)の購入

【関連事業】

関連事業では、サービスエリア事業において、当連結会計年度に1,992百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は次のとおりです。

- ・中央自動車道談合坂サービスエリア(上り線)及び東名高速道路富士川サービスエリア(下り線)のリニューアル等

(3) 資金調達状況

当連結会計年度の道路建設事業資金等に充てるため、次のとおり、総額 343,474 百万円の社債を発行するとともに、金融機関 25 機関及び高速道路機構から総額 16,976 百万円の借入れを行い、総額 360,450 百万円を調達しました。

なお、社債については、株式会社格付投資情報センターからAA+、ムーディーズ・ジャパン株式会社からA1、株式会社日本格付研究所からAAAの格付を取得しています。

種別	発行日 (借入日)	発行額 (借入額)
社債		
中日本高速道路株式会社第 69 回社債(5 年債)	2017 年 5 月 31 日	99,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 10 回米ドル建て社債 (3 年債)	2017 年 8 月 4 日	56,068 百万円
中日本高速道路株式会社第 11 回米ドル建て社債 (4 年債)	2017 年 11 月 2 日	90,008 百万円
中日本高速道路株式会社第 70 回社債(5 年債)	2017 年 11 月 15 日	20,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 1 回香港ドル建て社債 (4 年債)	2018 年 2 月 9 日	14,200 百万円
中日本高速道路株式会社第 12 回米ドル建て社債 (4 年債)	2018 年 2 月 15 日	49,198 百万円
中日本高速道路株式会社第 71 回社債(5 年債)	2018 年 2 月 23 日	15,000 百万円
社債 計		343,474 百万円
長期借入金		
長期借入金 高速道路機構	2017 年 4 月 28 日	259 百万円
長期借入金 高速道路機構	2017 年 10 月 31 日	15 百万円
長期借入金(4 年) 株式会社三菱 UFJ 銀行(旧商号:株式会社三菱 東京 UFJ 銀行)他	2018 年 3 月 28 日	16,500 百万円
長期借入金 高速道路機構	2018 年 3 月 30 日	200 百万円
長期借入金 計		16,976 百万円
合計		360,450 百万円

(注) 発行額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、民営化 10 年の節目と「安全性向上3カ年計画」の完了を機に、少子高齢化や人口減少、社会インフラの老朽化、情報通信技術 (ICT 技術) の高度化等、今後の社会環境の大きな変化を見据え、次の 10 年、民営化 20 年に向けて、当社グループが進むべき方向性を社内外に明確に示した「経営計画チャレンジ V(ファイブ) 2016-2020」の 2 年目となる 2017 年度も、着実に業務に取り組んでまいりました。2020 年度目標の達成に向け、残された期間における課題に引き続き対応するため、2018 年度においても 2017 年度と同様、次の 4 点を 2020 年度までの経営方針としたうえで、更なる高みをめざして挑戦し続けています。

I 高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組み

お客さまに安全な高速道路を提供し続けることこそ、最大の使命であるとの強い決意のもと、次の「5 つの取組み方針」に基づき、安全性向上の取組みを持続的に進めます。

- ・ 安全を最優先とする企業文化の醸成
- ・ 道路構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善
- ・ 安全活動の推進
- ・ 安全を支える人財の育成
- ・ 安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進

加えて、高速道路ネットワークの整備、老朽化が進む高速道路のリニューアルプロジェクト、熊本地震における橋梁の被災状況を踏まえた耐震補強対策、逆走防止対策や暫定 2 車線区間の正面衝突防止対策の実施等により、お客さまが安心して高速道路をご利用いただくための安全性向上と機能強化の取組みを一体的かつ計画的に推進します。

II 安全・快適を高める技術開発の推進

技術戦略のもと、安全を最優先に、技術者の不足、道路構造物の老朽化等の課題や自動運転技術等の新たな技術革新に的確に対応し、安心・快適な道路空間の創造、地域の活性化と暮らしの向上、世界の持続可能な発展に貢献する新たな技術や工法の研究開発を推進します。

具体的には、点検困難箇所の点検手法や点検・診断を補完する技術、ライフサイクルコストの低減、品質確保、工程短縮等につながる高速道路リニューアルプロジェクトに資する技術を構築します。また、交通安全対策の推進、交通渋滞の緩和のため、ICT 技術を活用するとともに、自動運転を支援する道路インフラ技術を構築します。

III 社会・経済の変化も見据えた地域活性化への貢献

高速道路ネットワークの機能をより高めていくことで地域間の交流や連携を促進し、それぞれの多様性を活かした魅力ある地域づくりに地域の皆さまとともに取り組むことで、地域が抱える課題の解決と地域活性化に貢献していきます。

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、高速道路上の案内表示の多言語化や高

速道路ナンバリングによる道案内の推進等、訪日外国人旅行者の受入環境の更なる整備に取り組みます。

IV 社会の要請に応え続けるための経営基盤の強化

当社グループは、安全を最優先に、強い現場力と高いコンプライアンス意識、当事者意識を有する人財の育成を通じて、社会の信頼に応え続ける使命感と重要な社会インフラを担う矜持を醸成します。

また、事業を通じた質の高いサービスの提供により、ステークホルダーの皆さまのご期待に応え続けるために、生産性向上の取組みを展開し、グループの全体最適化を具体化します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループ(企業集団)の財産及び損益の状況

期別 区分	2014年度 第10期	2015年度 第11期	2016年度 第12期	2017年度 第13期 (当連結会計年度)
営業収益	938,169 百万円	1,300,352 百万円	907,595 百万円	972,076 百万円
経常利益	7,037 百万円	11,869 百万円	7,849 百万円	8,593 百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益 ^(注)	4,394 百万円	7,912 百万円	11,224 百万円	19,813 百万円
1株当たり当期純 利益	33円80銭	60円86銭	86円34銭	152円41銭
総資産	1,480,644 百万円	1,156,585 百万円	1,418,351 百万円	1,532,906 百万円

(注)「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 最終改正平成25年9月13日)等を適用し、2015年度(第11期)より「親会社株主に帰属する当期純利益」としています。

② 当社の財産及び損益の状況

期別 区分	2014年度 第10期	2015年度 第11期	2016年度 第12期	2017年度 第13期 (当事業年度)
営業収益	914,371 百万円	1,275,222 百万円	883,915 百万円	948,733 百万円
経常利益	2,721 百万円	3,241 百万円	1,865 百万円	7,056 百万円
当期純利益	628 百万円	2,464 百万円	7,670 百万円	21,018 百万円
1株当たり当期純 利益	4円83銭	18円95銭	59円00銭	161円67銭
総資産	1,457,627 百万円	1,130,922 百万円	1,391,462 百万円	1,506,659 百万円

(6) 重要な子会社等の状況 (2018年3月31日現在)

1) 重要な子会社の状況

番号	名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
①	中日本エクシス株式会社	45 百万円	100%	サービスエリア・パーキングエリア 内商業施設の管理・運営業務
②	中日本エクストール横浜株式会社	100 百万円	100%	高速道路の料金收受業務
③	中日本エクストール名古屋株式会社	100 百万円	100%	高速道路の料金收受業務
④	中日本ハイウェイ・パトロール東京 株式会社	50 百万円	100%	高速道路の交通管理業務
⑤	中日本ハイウェイ・パトロール名古屋 株式会社	50 百万円	100%	高速道路の交通管理業務
⑥	中日本ハイウェイ・エンジニアリング 東京株式会社	90 百万円	100% (19.7%)	高速道路の保全点検業務
⑦	中日本ハイウェイ・エンジニアリング 名古屋株式会社	90 百万円	100% (18.7%)	高速道路の保全点検業務
⑧	中日本ハイウェイ・メンテナンス東名 株式会社	30 百万円	88.7% (5.5%)	高速道路の維持修繕業務
⑨	中日本ハイウェイ・メンテナンス中央 株式会社	50 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑩	中日本ハイウェイ・メンテナンス名古 屋株式会社	45 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑪	中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸 株式会社	50 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑫	NEXCO中日本サービス株式会社	75 百万円	100%	サービスエリア・コンシェルジュ業 務、人材サービス、不動産事業 等
⑬	中日本高速技術マーケティング株式 会社	30 百万円	100%	商品販売・開発及びコンサルティ ング業務
⑭	合同会社NEXCO中日本インベスト メント	10 百万円	100%	不動産事業、国内外のインフラ事 業等の投資事業
⑮	中日本ハイウェイ・リテール横浜株式 会社	35 百万円	100% (100%)	パーキングエリアの売店運營業 務
⑯	中日本ハイウェイ・リテール名古屋株 式会社	20 百万円	100% (100%)	パーキングエリアの売店運營業 務
⑰	中日本ハイウェイ・アドバンス株式会 社	30 百万円	100% (100%)	高速道路の自動販売機事業、飲 食事業等

⑱	中日本ロード・メンテナンス静岡株式会社	20 百万円	100% (100%)	高速道路の維持修繕業務
⑲	中日本ロード・メンテナンス東京株式会社	62 百万円	89.9% (89.9%) [5.0%]	高速道路の維持修繕業務
⑳	中日本ロード・メンテナンス東海株式会社	30 百万円	85.7% (85.7%)	高速道路の維持修繕業務
㉑	中日本ロード・メンテナンス中部株式会社	45 百万円	91.1% (91.1%)	高速道路の維持修繕業務
㉒	中日本ロード・メンテナンス金沢株式会社	75 百万円	80.5% (80.5%)	高速道路の維持修繕業務
㉓	中日本高速オートサービス株式会社	20 百万円	100% (100%)	高速道路の維持管理車両の車両管理業務
㉔	NEXCO中日本開発株式会社	90 百万円	100% (100%)	商業施設等の開発、管理及び運営業務
㉕	箱根ターンパイク株式会社	37 百万円	100% (100%)	自動車道事業の経営、管理及び運営業務

(注)1. 議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

2. 議決権比率の()内は間接所有割合で内数であり、議決権比率の[]内は緊密な者又は同意している者の所有割合で外数です。

2) 重要な関連会社の状況

番号	名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
①	北陸高速道路ターミナル株式会社	100 百万円	27.6% (3.2%)	トラックターミナルの管理、運營業務
②	FCC Infrastructure Investment Joint Stock Company	280,000 百万 VND	6.0% [14.0%]	ベトナム国における有料道路の管理、運營業務
③	株式会社NEXCOシステムズ	50 百万円	33.3%	料金、経理、人事、給与等基幹システムの運用管理業務
④	株式会社高速道路総合技術研究所	45 百万円	33.3%	高速道路技術に関する調査、研究及び開発業務
⑤	株式会社NEXCO保険サービス	15 百万円	33.3%	損害保険代理業、生命保険募集業等
⑥	ハイウェイ・トール・システム株式会社	75 百万円	30.0% (9.7%) [9.7%]	料金收受機械保守業務
⑦	日本高速道路インターナショナル株式会社	49 百万円	28.6%	海外の高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理に関する業務
⑧	中日本施設管理株式会社	30 百万円	20.0% (20.0%)	高速道路の付帯設備に関する保全点検業務
⑨	株式会社東京ハイウェイ	86 百万円	15.0% (15.0%)	高速道路の維持修繕業務
⑩	ティーシーメンテナンス株式会社	20 百万円	33.4% (33.4%)	高速道路の維持修繕業務
⑪	株式会社高速保全	30 百万円	33.3% (33.3%)	高速道路の維持修繕業務
⑫	株式会社デーロス・ジャパン	99 百万円	30.3% (30.3%)	道路構造物の調査・診断及び補修・補強事業

(注) 1. 資本金及び議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

2. 議決権比率の()内は間接所有割合で内数であり、議決権比率の[]内は緊密な者又は同意している者の所有割合で外数です。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、1都11県の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及びこれらに関連する事業を行っています。

【高速道路事業】

新東名高速道路をはじめとする7路線190kmの建設を行う建設事業及び東名高速道路をはじめとする営業中の23路線2,077kmの改築、維持、修繕その他の管理を行う保全・サービス事業を行っています。

【関連事業】

サービスエリア事業、地域開発事業、観光振興事業、海外事業等の関連事業を行っています。

(8) 主要な営業所(2018年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社(名古屋市)

支社等

東京支社(東京都港区)

名古屋支社(名古屋市)

八王子支社(東京都八王子市)

金沢支社(石川県金沢市)

工事事務所10箇所、保全・サービスセンター24箇所

ベトナム事務所

② 重要な子会社の本店所在地

中日本エクシス株式会社(名古屋市)

中日本エクストール横浜株式会社(横浜市)

中日本エクストール名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・パトロール東京株式会社(東京都新宿区)

中日本ハイウェイ・パトロール名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社(東京都新宿区)

中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社(横浜市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社(東京都八王子市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社(石川県金沢市)

NEXCO中日本サービス株式会社(名古屋市)

中日本高速技術マーケティング株式会社(名古屋市)

合同会社NEXCO中日本インベストメント(名古屋市)

中日本ハイウェイ・リテール横浜株式会社(横浜市)

中日本ハイウェイ・リテール名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社(横浜市)

中日本ロード・メンテナンス静岡株式会社(静岡県磐田市)

中日本ロード・メンテナンス東京株式会社(東京都町田市)
 中日本ロード・メンテナンス東海株式会社(名古屋市)
 中日本ロード・メンテナンス中部株式会社(名古屋市)
 中日本ロード・メンテナンス金沢株式会社(石川県金沢市)
 中日本高速オートサービス株式会社(愛知県一宮市)
 NEXCO中日本開発株式会社(名古屋市)
 箱根ターンパイク株式会社(神奈川県小田原市)

(9) 従業員の状況(2018年3月31日現在)

① 当社グループ(企業集団)の使用人の状況

事業の種類別	従業員数
高速道路事業	9,202(1,635)名
サービスエリア事業	530(954)名
その他(関連)事業	117(65)名
全社(共通)	334(-)名
合 計	10,183(2,654)名

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は、当事業年度の平均人員を()内に外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
2,085名	42.0歳	18.6年

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を通算した年数を示しています。

(10) 主要な借入先及び借入額(2018年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	14,650 百万円
株式会社三菱 UFJ 銀行(旧商号:株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	14,375 百万円
株式会社みずほ銀行	13,650 百万円
信金中央金庫	9,900 百万円
農林中央金庫	9,900 百万円

(注) 借入金残高は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況(2018年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 520,000,000 株
- ②発行済株式の総数 130,000,000 株
- ③株主数 1名
- ④大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
財務大臣	130,000,000 株	100.00%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

4.会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等 (2018年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
茶村俊一	取締役会長	J.フロントリテイリング株式会社 相談役 中部日本放送株式会社 社外取締役
宮池克人	代表取締役社長 兼最高経営責任者(CEO)兼グループCEO 兼最高執行責任者(COO)兼グループCOO 監査部担当	
増田優一	代表取締役 専務執行役員 総務本部長 兼倫理・法令遵守担当(CCO)兼グループCCO	
廣瀬輝	取締役 常務執行役員 技術・建設本部長	
猪熊康夫	取締役 常務執行役員 保全企画本部長	
小山徹	取締役 常務執行役員 関連事業本部長	
奥脇郁夫	取締役 常務執行役員 経営企画本部長	
田宮道衛	常勤監査役	
岡山弘	常勤監査役	
白石真澄	監査役	関西大学政策創造学部 教授 旭化成株式会社 社外取締役 新関西国際空港株式会社 監査役
水尾健一	監査役	

- (注) 1. 取締役茶村俊一氏は、会社法(平成17年法律第86号)第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 常勤監査役岡山弘氏、監査役白石真澄氏及び監査役水尾健一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 2017年6月23日の第12回定時株主総会の終結の時をもって、取締役小室俊二氏は、辞任により退任しました。

4. 取締役奥脇郁夫氏は、2018年4月1日付けで、情報セキュリティ統括担当役員(CISO)に就任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	7名	112,238,000円	4名	41,890,000円	11名	154,128,000円

(注) 1. 創立総会決議による報酬限度額は次のとおりです。

取締役 年額 200百万円以内 (2005年9月28日創立総会決議)

監査役 年額 70百万円以内 (2005年9月28日創立総会決議)

2. 上記支給額のほか、退任した取締役1名に対し役員退職慰労金として、8,283,379円を支給しております。
3. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金12,221,864円(取締役6名8,803,638円、監査役4名3,418,226円)を計上しています。
4. 取締役の報酬支給人員には、当期中に退任した取締役1名が含まれています。

(3) 社外役員に関する事項

① 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	茶村俊一	当事業年度に開催の取締役会13回のうち11回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	岡山弘	当事業年度に開催の取締役会13回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	白石真澄	当事業年度に開催の取締役会13回のうち10回に、また、監査役会14回のうち11回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	水尾健一	当事業年度に開催の取締役会13回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。

②社外役員の報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款又は株主総会決議に 基づく報酬	一名	－円	3名	25,145,000円	3名	25,145,000円

(注) 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 2,051,833 円を計上しています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

区分	氏名	概要
監査役	田宮道衛	当社と会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。
監査役	岡山弘	当社と会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。
監査役	白石真澄	当社と会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。
監査役	水尾健一	当社と会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	69,000 千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	162,196 千円

- (注) 1. 監査役会は、総務本部経理部及び会計監査人からの報告内容等を基に、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の見積りの算出根拠等について検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 2 項の同意を致しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めています。
3. 当社は、会計監査人に対し、公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、英文財務諸表作成支援業務等についての対価を支払っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会社法等の法令違反のほか、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等から適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会付議議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役をはじめ、すべての役員及び社員一人ひとりが高い理念と規範に基づき行動することを認識し、さまざまな局面で実践すべき指針として「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定めるとともに、倫理・法令遵守担当役員(CCO)を置き、当社のコンプライアンス推進を統括します。

また、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について

て審議します。

取締役会規程に基づき、取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役は、定期的に業務執行状況の報告を行います。

入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全を最優先に、安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故をはじめ、国民的被害のおそれのある重大事象などのクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、危機管理を専門的に統括する職を置き、有事の際の迅速かつ的確な対処を行うための体制・要領等を整備するとともに、高速道路の安全性を向上させるため、本社に総合安全推進部(旧組織名称:安全管理部)を設置し、安全性向上に資する計画の策定、実行、評価及び改善のサイクルを着実に実行する体制を整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、全執行役員を委員とするリスクマネジメント委員会及び組織単位のリスクマネジメント部会を設置し、リスクを組織的に管理し、損失などの回避または低減を図る体制を整備します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、執行役員制の導入により、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役のチェック機能を強化します。

また、取締役会の機能強化と経営効率の向上のため、執行役員等をメンバーとする経営会議を定期に開催して重要な事項について審議するとともに、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定します。

高速道路事業については、現場が当事者意識を持って自律的な事業執行を行うことを目的に、事業執行の主体である支社と、それを支援する本社の所掌事務を明確に区分し、適確な業務の執行の体制を整備します。

また、グループ全体で企業ビジョンや経営方針などを共有するため、中期経営計画を策定し、社会・経済情勢等に応じ、臨機に見直しを行うとともに、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程等を制定します。併せて、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、社内研修等の実施により、継続的な啓発・支援等を行います。

また、コンプライアンスに関する通報・相談を通じて法令や社内規程等の遵守、不祥事の未然防止などを図るため、社内相談窓口として「コンプラホットライン」、社外相談窓口として「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えます。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営の基本方針を示すとともに、各子会社の自主性を尊重しつつ、経営管理・業績評価を実施します。

当社グループ全体の執行方針の討議・共有のため、取締役、執行役員、子会社の社長等をメンバーとするグループ全体会議を定期に開催します。各子会社は、全体会議の開催に先立ち、業務の執行状況等について当社に報告します。

当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社の自律的な経営を促しつつ子会社の経営上重要な事項については、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメントシステムの運用などにより、グループ全体のガバナンスを強化します。

各子会社は、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定することなどにより、それぞれ職務を効率的に執行します。

また、子会社においても「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を適用するとともに、各子会社に倫理・法令遵守担当役員(CCO)を設置し、NEXCO中日本グループCCO会議を開催するなど、グループ一体となったコンプライアンスを推進します。

さらに、各子会社においても、コンプライアンスに関する社内相談窓口を設置するとともに、当社が設置する「コンプラ弁護士ホットライン」を利用できるようにし、安心して相談ができる環境を整えます。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営会議に報告します。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査業務を補助するため、監査役スタッフとして法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有する専任の使用人を必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で法律、会計又は技術に関する高度な知識・能力等を特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士等の専門家を活用できるものとします。

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況並びに「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、コンプライアンスに関する相談窓口の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告等の重要書類を随時閲覧できるようにします。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び各子会社は、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしません。

そして、上司又はコンプライアンスに関する相談窓口に通報・相談を行った者がそのことを理由として不利益を受けることはない旨を規程に定めることなどにより、実効性を確保します。

⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行上必要な費用について、監査役会があらかじめ予算を計上できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償することができるようにします。

⑪その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期に意見交換を行います。特に、監査役選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期に意見交換を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりです。

なお、本方針に基づく適正な業務執行体制が確保されているか確認を行うため、毎年定期的に取り締役会に業務の実施状況を報告しています。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、NEXCO中日本グループCCO会議を開催し、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。
- ・人事・倫理委員会を開催し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備等について審議しています。
- ・取締役会を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。
- ・入札監視委員会を開催し、契約手続の透明性・公正性の向上に努めています。
- ・「中日本高速道路株式会社発注者綱紀保持細則」を制定し、契約手続の適正化に努めています。
- ・「風通しの良い職場づくり(スマイル・コンプライアンス)行動計画」を策定し、会社のコンプライアンスの強化に努めています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会の議事録等取締役の職務執行に係る文書等は、「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき適正に保存及び管理をしています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「中日本高速道路株式会社リスクマネジメント規程」に基づきリスクマネジメント委員会を開催し、経営施策とそれらに紐づくリスクの一元的なモニタリングを行っています。
- ・「中日本高速道路株式会社防災業務要領」や「中日本高速道路株式会社業務継続計画(BCP)」の適時適切な見直し等により、道路事業リスクに関する危機管理体制を強化しています。また、「安全性向上への5つの取組み方針」に基づく施策の実施にあたり、総合安全推進部を事務局とする安全性向上有識者会議を開催し、安全性向上に対する専門知識や実務経験が豊富な外部有識者の意見を求め、当該施策を着実に推進させるとともに、経営陣による安全に関するメッセージの発信、各職場における安全討議の実施等により、安全を最優先

とする企業文化の構築を図っています。

- ・メールシステム等の各種システムについては災害耐性の強化のため、クラウドサービスへの移行を図っています。
- ・情報セキュリティ対策規程の改正により、「NEXCO 中日本 CSIRT 体制」を確立しています。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会及び経営会議を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。
- ・「中日本高速道路株式会社職務権限・責任規程」を制定し、職務の執行に関する権限と責任を明確にしています。
- ・「中日本高速道路株式会社組織規程」を制定し、本社及び支社の所掌事務を明確に区分し、的確な業務の執行の体制を整備しています。
- ・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として当社及びグループ会社においてグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。また、「グループ会社業績評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、社内研修等を実施しています。
- ・「コンプラホットライン」や「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えています。
- ・「中日本高速道路株式会社発注者綱紀保持細則」を制定し、契約手続の適正化に努めています。
- ・「風通しの良い職場づくり(スマイル・コンプライアンス)行動計画」を策定し、会社のコンプライアンスの強化に努めています。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として当社及びグループ会社においてグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。
- ・「グループ会社業績評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。
- ・「中日本高速道路株式会社グループ会社管理規程」に基づき、子会社の自律的な経営を促しつつ、子会社の経営上重要な事項については当社の事前承認又は当社への報告を求めることにより、グループ全体のガバナンスを強化しています。

- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を子会社にも適用し、また、NEXCO中日本グループCCO会議を開催し、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。
- ・監査部は、当社及びグループ会社の監査結果を経営会議に報告しています。
- ・「NEXCO中日本CSIRT体制」をグループ一体で確立し、グループ全体のセキュリティを強化しています。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・専任の監査役スタッフを配置し、監査役の業務をサポートしています。また、弁護士等の専門家を活用し、監査を適正に行うことに努めています。
- ・監査役スタッフの人事異動、人事評価及び懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を要件とし、独立性を確保しています。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ・当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、監査役に定期又は随時報告しています。
- ・取締役会、経営会議、グループ戦略会議等の当社及び当社グループの重要会議に監査役が出席することを関係規程類に定めるなどしています。
- ・「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき、監査役が重要書類を閲覧できるようにしています。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・通報・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることはない旨をグループ各社の倫理行動規準に規定しています。

⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役職務の執行上必要な費用を監査役会があらかじめ予算計上できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償できるようにしています。

⑪その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と取締役、監査部及び会計監査人との定期的な意見交換を行っています。また、グ

ループ監査役連絡会を開催し、監査役と子会社の監査役との意見交換を行っています。

7.株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

8.その他株式会社の状況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び比率については、特段の記載がない限り、金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ記載しています。

貸借対照表

2018年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
現金及び預金		139,819
高速道路事業営業未収入金		76,314
未収入金		6,803
短期貸付金		55
仕掛道路資産		971,881
商品		251
原材料		531
貯蔵品		603
受託業務前払金		7,011
前払金		1,245
前払費用		264
繰延税金資産		1,343
その他		30,937
貸倒引当金		△ 9
流動資産合計		1,237,054
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2,258	
減価償却累計額	△ 984	1,274
構築物	47,191	
減価償却累計額	△ 10,534	36,656
機械及び装置	102,781	
減価償却累計額	△ 64,109	38,672
車両運搬具	28,412	
減価償却累計額	△ 21,722	6,689
工具、器具及び備品	6,760	
減価償却累計額	△ 4,636	2,123
土地		228
リース資産	17	
減価償却累計額	△ 13	3
建設仮勘定		87,002
無形固定資産		2,767
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	42,326	
減価償却累計額	△ 16,198	26,127
構築物	10,038	
減価償却累計額	△ 5,150	4,887
機械及び装置	2,302	
減価償却累計額	△ 1,573	729
工具、器具及び備品	475	
減価償却累計額	△ 341	133
土地		110,006
建設仮勘定		1,441
無形固定資産		546
C 各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	12,256	
減価償却累計額	△ 5,214	7,041
構築物	1,171	
減価償却累計額	△ 711	460
機械及び装置	36	
減価償却累計額	△ 11	25
車両運搬具	12	
減価償却累計額	△ 12	0
工具、器具及び備品	2,964	
減価償却累計額	△ 2,036	928
土地		7,052
リース資産	1,721	
減価償却累計額	△ 817	903
建設仮勘定		16,932
無形固定資産		5,392
		22,325

科 目	金 額		
D その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	313	313	313
E 投資その他の資産			
関係会社株式		8,178	
関係会社出資金		0	
長期貸付金		6	
長期前払費用		1,997	
その他		2,000	
貸倒引当金		△ 525	11,658
固定資産合計			267,940
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費		1,664	
繰延資産合計			1,664
資 産 合 計			1,506,659
 (負債の部)			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		139,799	
1年以内返済予定長期借入金		206	
リース債務		141	
未払金		14,472	
未払費用		626	
預り連絡料金		2,734	
預り金		37,047	
受託業務前受金		12,410	
前受金		241	
前受収益		302	
賞与引当金		1,288	
その他		5,981	
流動負債合計			215,254
II 固定負債			
道路建設関係社債		936,740	
道路建設関係長期借入金		83,623	
その他の長期借入金		7	
リース債務		803	
繰延税金負債		262	
受入保証金		16,578	
退職給付引当金		36,708	
役員退職慰労引当金		77	
ETCマイレージサービス引当金		8,194	
その他		1,088	
固定負債合計			1,084,083
負 債 合 計			1,299,338
 (純資産の部)			
I 株主資本			
資本金			65,000
資本剰余金			
資本準備金		65,000	
その他資本剰余金		6,650	
資本剰余金合計			71,650
利益剰余金			
その他利益剰余金			
高速道路事業積立金	11,902		
跨道橋耐震対策積立金	3,000		
固定資産圧縮積立金	411		
別途積立金	27,069		
繰越利益剰余金	28,286	70,671	
利益剰余金合計			70,671
株主資本合計			207,321
純 資 産 合 計			207,321
負債純資産合計			1,506,659

損 益 計 算 書

2017年4月1日から2018年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 高速道路事業営業損益		
1 営業収益		
料金収入	678,715	
道路資産完成高	216,869	
受託業務収入	1	
その他の売上高	734	
	734	896,321
2 営業費用		
道路資産賃借料	492,698	
道路資産完成原価	216,869	
管理費用	187,118	
受託業務費用	1	
	1	896,687
高速道路事業営業損失 (△)		△ 366
II 関連事業営業損益		
1 営業収益		
受託業務収入	37,123	
休憩所等事業収入	13,789	
不動産賃貸収入	67	
その他の事業収入	1,431	
	1,431	52,412
2 営業費用		
受託業務費用	37,145	
休憩所等事業費	10,458	
不動産賃貸費用	31	
その他の事業費用	2,026	
	2,026	49,661
関連事業営業利益		2,750
全事業営業利益		2,384
III 営業外収益		
受取利息		1
受取配当金		4,007
土地物件貸付料		246
雑収入		470
		4,725
IV 営業外費用		
支払利息		44
支払補償費		6
雑損失		3
		53
経常利益		7,056
V 特別利益		
固定資産売却益		91
厚生年金基金代行返上益		22,394
		22,486
VI 特別損失		
固定資産売却損		65
固定資産除却損		303
減損損失		254
関係会社出資金評価損		49
		673
税引前当期純利益		28,868
法人税、住民税及び事業税		290
法人税等調整額		7,560
当期純利益		21,018

株主資本等変動計算書

2017年4月1日から2018年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本											純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計		
					高速道 路事業 積立金	跨道橋 耐震対策 積立金	固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
2017年4月1日 期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650	15,725	—	426	25,405	8,096	49,653	186,303	186,303
事業年度中の変動額												
高速道路事業積立金の取崩					△3,822				3,822	—	—	—
跨道橋耐震対策積立金の積立						3,000			△3,000	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩							△14		14	—	—	—
別途積立金の積立								1,664	△1,664	—	—	—
当期純利益									21,018	21,018	21,018	21,018
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△3,822	3,000	△14	1,664	20,190	21,018	21,018	21,018
2018年3月31日 期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650	11,902	3,000	411	27,069	28,286	70,671	207,321	207,321

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ③ その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- ② 商品
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ③ 原材料、貯蔵品
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	8年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) ETC マイレージサービス引当金

ETC マイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

四 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成 21 年 3 月 31 日以前に着手した工事については、請負金額が 50 億円以上の長期工事（工期 2 年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

③ ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更

(損益計算書)

① 前事業年度において、独立掲記しておりました営業外収益の「原因者負担収入」（当事業年度 179 百万円）は、重要性が乏しくなったため、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。

② 前事業年度において、独立掲記しておりました営業外費用の「物品売却損」（当事業年度 0 百万円）は、重要性が乏しくなったため、営業外費用の「雑損失」に含めて表示しております。

③ 前事業年度まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「支払補償費」は、重要性が増したため、独立掲記しております。

なお、前事業年度における「支払補償費」の金額は、4 百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

一 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第 8 条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

① 道路建設関係社債 936,740 百万円（額面額 936,740 百万円）

② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 1,141,071 百万円

なお、上記の他、「関係会社株式」138 百万円、「投資その他の資産 その他」18 百万円を担保に供しております。

二 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第 16 条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	511,000 百万円
西日本高速道路(株)	9 百万円
合 計	511,009 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 1,178,171 百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 223,551 百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が 35,323 百万円減少しております。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,228 百万円
長期金銭債権	69 百万円
短期金銭債務	62,380 百万円
長期金銭債務	3,897 百万円

四 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

高速道路事業固定資産	
機械及び装置	3 百万円
車両運搬具	27 百万円
関連事業固定資産	
建物	8 百万円
構築物	27 百万円
機械及び装置	186 百万円
合 計	253 百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	13,704 百万円
営業費用	132,846 百万円
営業取引以外の取引による取引高	8,966 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	130,000,000 株
------	---------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	163 百万円
賞与引当金	392 百万円
退職給付引当金	11,235 百万円
ETC マイレージサービス引当金	2,508 百万円
その他	3,173 百万円
繰延税金資産小計	17,474 百万円
評価性引当額	△ 16,123 百万円
繰延税金資産合計	1,350 百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 181 百万円
その他	△ 88 百万円
繰延税金負債合計	△ 269 百万円
繰延税金資産の純額	1,080 百万円

7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	440,054 百万円
1 年超	16,679,311 百万円
合 計	17,119,366 百万円

(注) 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

一 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	492,698	高速道路事業営業未払金	82,944
			道路資産、債務の引渡及び借入金の連帯債務	道路資産完成高(注1)	216,869	高速道路事業営業未収入金	14,021
				債務の引渡及び債務保証(注2)	258,874	—	—
			借入金の連帯債務	債務保証(注3)	511,000	—	—
				債務保証(注4)	919,296	—	—

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、前事業年度までに引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,594.78 円
一株当たり当期純利益金額	161.67 円

10. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第 2 回豪ドル建て社債 (固定債)
発行総額	金 2 億豪ドル[金 16,522 百万円]
利率	年 2.91 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	平成 30 年 5 月 11 日
償還期日	平成 33 年 5 月 11 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第 72 回社債
発行総額	金 500 億円
利率	年 0.050 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	平成 30 年 5 月 30 日
償還期日	平成 34 年 5 月 30 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

なお、上記全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(資金の借入)

当社は、以下の条件で借入を実行しました。

区分	金融機関からの借入
借入先	株式会社みずほ銀行他 23 金融機関
借入金額	金 165 億円
返済条件	期限一括返済
借入実行日	平成 30 年 4 月 25 日
返済期日	平成 33 年 4 月 23 日
担保	無担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

なお、上記の借入金に、以下の特約が付されております。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。

11. その他の注記

(追加情報)

(厚生年金基金の代行返上)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成 29 年 5 月 1 日付で厚生労働大臣から厚生年金基金代行部分過去分返上の認可を受けました。これに伴い、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成 27 年 3 月 26 日 企業会計基準適用指針第 25 号) 第 46 項を適用し、当事業年度において 22,394 百万円を特別利益として計上しております。

連結貸借対照表

2018年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
(資産の部)		
I 流動資産		
1. 現金及び預金		143,033
2. 高速道路事業営業未収入金		76,309
3. 未収入金		7,082
4. 有価証券		49
5. 仕掛道路資産		969,884
6. たな卸資産		3,018
7. 繰延税金資産		2,487
8. その他		41,951
貸倒引当金		<u>△9</u>
流動資産合計		1,243,809
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
(1) 建物	66,581	
減価償却累計額	<u>△26,166</u>	40,415
(2) 構築物	61,461	
減価償却累計額	<u>△17,781</u>	43,680
(3) 機械及び装置	105,827	
減価償却累計額	<u>△66,037</u>	39,790
(4) 車両運搬具	30,615	
減価償却累計額	<u>△23,145</u>	7,470
(5) 工具、器具及び備品	15,585	
減価償却累計額	<u>△10,688</u>	4,897
(6) 土地		120,831
(7) リース資産	4,617	
減価償却累計額	<u>△2,101</u>	2,515
(8) 建設仮勘定		<u>3,802</u>
有形固定資産合計		263,404
2. 無形固定資産		
		10,034
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券	5,873	
(2) 繰延税金資産	3,273	
(3) 退職給付に係る資産	408	
(4) その他	4,981	
貸倒引当金	<u>△543</u>	
投資その他の資産合計		<u>13,994</u>
固定資産合計		287,432
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費		<u>1,664</u>
繰延資産合計		<u>1,664</u>
資 産 合 計		<u><u>1,532,906</u></u>
(負債の部)		
I 流動負債		
1. 高速道路事業営業未払金		118,324
2. 1年以内返済予定長期借入金		931
3. 未払金		30,441
4. 未払法人税等		942
5. 賞与引当金		3,482
6. その他		<u>24,736</u>
流動負債合計		178,858
II 固定負債		
1. 道路建設関係社債		936,740
2. 道路建設関係長期借入金		83,623
3. 長期借入金		7
4. 役員退職慰労引当金		233
5. ETCマイレージサービス引当金		8,194
6. 退職給付に係る負債		63,250
7. その他		<u>30,895</u>
固定負債合計		<u>1,122,943</u>
負 債 合 計		<u><u>1,301,801</u></u>

科 目	金 額	
(純資産の部)		
I 株主資本		
1. 資本金	65,000	
2. 資本剰余金	72,177	
3. 利益剰余金	<u>108,414</u>	
株主資本合計		245,592
II その他の包括利益累計額		
1. その他有価証券評価差額金	41	
2. 為替換算調整勘定	2	
3. 退職給付に係る調整累計額	<u>△16,106</u>	
その他の包括利益累計額合計		△16,062
III 非支配株主持分		<u>1,574</u>
純 資 産 合 計		<u>231,104</u>
負債純資産合計		<u><u>1,532,906</u></u>

連結損益計算書

2017年4月1日から2018年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 営業収益	972,076	
II 営業費用		
1. 道路資産賃借料	492,698	
2. 高速道路等事業管理費及び売上原価	390,932	
3. 販売費及び一般管理費	81,263	
営業利益	964,894	7,181
III 営業外収益		
1. 受取利息	5	
2. 土地物件貸付料	244	
3. 負ののれん償却額	342	
4. 持分法による投資利益	262	
5. 原因者負担収入	179	
6. 還付加算金	208	
7. その他	209	
IV 営業外費用	31	
1. 支払利息	10	
2. その他	10	41
経常利益		8,593
V 特別利益		
1. 固定資産売却益	93	
2. 投資有価証券売却益	19	
3. 厚生年金基金代行返上益	22,394	
4. その他	0	
VI 特別損失	177	
1. 固定資産売却損	387	
2. 固定資産除却損	539	
3. 投資有価証券売却損	278	
4. 減損損失	6	
5. その他	6	1,390
税金等調整前当期純利益		29,711
法人税、住民税及び事業税	2,248	
法人税等調整額	7,534	9,782
当期純利益		19,928
非支配株主に帰属する当期純利益		115
親会社株主に帰属する当期純利益		19,813

連結株主資本等変動計算書

2017年4月1日から2018年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2017年4月1日 期首残高	65,000	72,245	88,601	225,847
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			19,813	19,813
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△67		△67
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	—	△67	19,813	19,745
2018年3月31日 期末残高	65,000	72,177	108,414	245,592

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
2017年4月1日 期首残高	54	—	△20,521	△20,466	1,391	206,772
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						19,813
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△67
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△12	2	4,414	4,404	182	4,587
連結会計年度中の変動額合計	△12	2	4,414	4,404	182	24,332
2018年3月31日 期末残高	41	2	△16,106	△16,062	1,574	231,104

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 25 社
- ・連結子会社の名称 中日本エクシス㈱、中日本エクストール横浜㈱、中日本エクストール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・パトロール東京㈱、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱、NEXCO 中日本サービス㈱、中日本高速技術マーケティング㈱、(同)NEXCO 中日本インベストメント、中日本ハイウェイ・リテール横浜㈱、中日本ハイウェイ・リテール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・アドバンス㈱、中日本ロード・メンテナンス静岡㈱、中日本ロード・メンテナンス東京㈱、中日本ロード・メンテナンス東海㈱、中日本ロード・メンテナンス中部㈱、中日本ロード・メンテナンス金沢㈱、中日本高速オートサービス㈱、NEXCO 中日本開発㈱、箱根ターンパイク㈱

② 非連結子会社の名称等

- ・非連結子会社の名称 (株)ウェイザ
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

- ・持分法適用の関連会社の数 12 社
- ・会社の名称 北陸高速道路ターミナル㈱、(株)高速道路総合技術研究所、(株)NEXCO システムズ、(株)NEXCO 保険サービス、ハイウェイ・トール・システム㈱、日本高速道路インターナショナル㈱、中日本施設管理㈱、(株)東京ハイウェイ、ティーシーメンテナンス㈱、(株)高速保全、(株)デューロス・ジャパン、FCC Infrastructure Investment Joint Stock Company

当連結会計年度から、当社及び当社の関連会社である日本高速道路インターナショナル㈱が株式を取得したため、FCC Infrastructure Investment Joint Stock Company を持分法適用の関連会社としております。また、日本ロード・メンテナンス㈱及び NHS 名古屋㈱の株式を売却したため、当該 2 社を持分法適用の関連会社から除外しております。

② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

- ・会社の名称
(非連結子会社)
(株)ウェイザ
- ・持分法を適用しない理由
持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

・その他の有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

・商品、製品、仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	3年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。

ニ. ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

ウ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

エ. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

オ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、持分法適用の在外関連会社の資産および負債は、在外関連会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

カ. 重要なヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

ウ. ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

エ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

ク. のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは、効果の発現期間が見積もり可能なものはその期間とし、それ以外については、5年間の償却としております。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しております。

コ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(4) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

- ① 前連結会計年度まで、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「還付加算金」は、金額的重要性が増したため、独立掲記しております。なお、前連結会計年度における「還付加算金」の金額は1百万円であります。
- ② 前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外費用の「物品売却損」（当連結会計年度1百万円）は、重要性が乏しくなったため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

- ① 道路建設関係社債 936,740百万円（額面額936,740百万円）
- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 1,141,071百万円
なお、上記の他、「現金及び預金」3百万円、「投資有価証券」68百万円、「投資その他の資産 その他」33百万円を担保に供しております。

(2) 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- ① 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	511,000百万円
西日本高速道路㈱	9百万円
合 計	511,009百万円

- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 1,178,121百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が223,551百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が35,323百万円減少しております。

(3) 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

建物	45百万円
構築物	27百万円
機械及び装置	190百万円
車両運搬具	27百万円
合 計	291百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式

130,000,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間はいずれも10年以内となっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

高速道路事業営業未収入金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、当社が民営化に伴い日本道路公団から承継したものと及び会社資産の設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

外貨建社債については、為替変動リスク及び金利変動リスクに晒されており、社債発行時に、通貨スワップ及び金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には、通貨スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である社債に振当処理を行っているものと及び金利スワップ取引をヘッジ手段として、特例処理を行っているものがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

高速道路事業営業未収入金及び未収入金については、各部署が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、社内規程に基づき格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

道路建設関係長期借入金のうち、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込むなどして管理しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、社内規程に基づき、確定利回りの商品に限定する、外貨建てのものを禁止するなどして市場リスクを管理しております。

外貨建社債は、為替変動リスク及び金利変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金計画及び資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

ニ. デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社グループの内規に基づき、リスク回避の目的以外のものを禁止しており、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれていません。(注2)参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	143,033	143,033	—
(2)高速道路事業営業未収入金	76,309	76,309	—
(3)未収入金	7,082	7,082	—
(4)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	350	360	10
②その他有価証券	189	189	—
資産計	226,966	226,976	10
(1)高速道路事業営業未払金	118,324	118,324	—
(2)未払金	30,441	30,441	—
(3)未払法人税等	942	942	—
(4)道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)	936,740	937,052	312
(5)道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)	83,829	83,810	△18
(6)長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	732	732	—
負債計	1,171,010	1,171,304	293

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2)高速道路事業営業未収入金及び(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

満期保有目的の債券及びその他有価証券については、取引所の価格によっております。

負 債

(1)高速道路事業営業未払金、(2)未払金及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)

主として市場価格に基づき算定しております。

(5)道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)及び(6)長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

通貨スワップの振当処理によるもの及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載してあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	保有目的	連結貸借対照表計上額
非上場株式	子会社及び関連会社株式	5,342
	その他有価証券	41

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、高速道路のサービスエリア、パーキングエリア（以下「サービスエリア等」と言います。）において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設、賃貸用敷地を所有しております。

一部のサービスエリア等については、連結子会社中日本エクシス㈱が当社から賃貸商業施設を借り受け、その一部を当社グループ外のテナントに転貸借をしているとともに、それ以外の場所については、連結子会社が小売店、無料休憩所として使用しております。

このため、一部のサービスエリア等は賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	5,406	4,775
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	133,291	108,238

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,765.61円
1株当たり当期純利益金額	152.41円

7. 重要な後発事象に関する注記
(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第 2 回豪ドル建て社債 (固定債)
発行総額	金 2 億豪ドル[金 16,522 百万円]
利率	年 2.91 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	平成 30 年 5 月 11 日
償還期日	平成 33 年 5 月 11 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第 72 回社債
発行総額	金 500 億円
利率	年 0.050 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	平成 30 年 5 月 30 日
償還期日	平成 34 年 5 月 30 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

なお、上記全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(資金の借入)

当社は、以下の条件で借入を実行しました。

区分	金融機関からの借入
借入先	株式会社みずほ銀行他 23 金融機関
借入金額	金 165 億円
返済条件	期限一括返済
借入実行日	平成 30 年 4 月 25 日
返済期日	平成 33 年 4 月 23 日
担保	無担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

なお、上記の借入金に、以下の特約が付されております。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。

(持分法適用関連会社の設立)

当社は、地域が抱える課題の解決及び地域活性化への貢献、並びに当社収益事業の拡大を目的として、株式会社鈴生と合弁により、以下の法人の新規設立を決議しました。

設立会社の名称 (仮称)	中日本ファームすずなり株式会社
事業の内容	農産物の生産・加工・販売等
規模	資本金 35 百万円
設立の時期 (予定)	平成 30 年 7 月 5 日
取得株式の数	800 株 (うち、種類株式 416 株)
取得価額	40 百万円
取得後の議決権比率	39.0%

8. その他の注記

(追加情報)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成 29 年 5 月 1 日付で厚生労働大臣から厚生年金基金代行部分過去分返上の認可を受けました。これに伴い、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成 27 年 3 月 26 日 企業会計基準適用指針第 25 号) 第 46 項を適用し、当連結会計年度において 22,394 百万円を特別利益として計上しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

中日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田 裕之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野 大 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 都 成 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

中日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田 裕之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野 大 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 都 成 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受けました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを立会い等を通じて確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人が2017年6月30日に金融庁に提出した業務改善計画の実施状況についても説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、業務委託先の社員の不正競争防止法違反事案については、情報管理の問題点等の事件発生の要因を踏まえて策定した再発防止策が徹底して行われていることを検証するとともに、引き続きその推移を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年 6月 7日

中日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 田 宮 道 衛 印

常勤監査役 (社外監査役) 岡 山 弘 印

社外監査役 白 石 真 澄 印

社外監査役 水 尾 健 一 印

中日本高速道路株式会社 第13回定時株主総会

(決議事項)

第1号議案	剰余金の処分の件	P 1
第2号議案	定款一部変更の件	P 2
第3号議案	取締役7名の選任の件	P 3
第4号議案	監査役4名の選任の件	P 5
第5号議案	退任役員に対する慰労金の贈呈の件	P 7

第1号議案 剰余金の処分の件

当期における剰余金の処分については、次のとおりといたしたく存じます。

高速道路事業に係る利益(厚生年金基金の代行返上益を除く)については、将来の道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるための「高速道路事業積立金」として積み立てたいと存じます。また、高速道路事業に係る厚生年金基金の代行返上益については、安全対策やサービス高度化に資する事業に活用することを目的として、「安全対策・サービス高度化積立金」を設け、これに充当することといたしたく存じます。

関連事業に係る利益については、将来投資への備えなど財務基盤強化のために別途積立金として積み立てたいと存じます。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(平成16年6月9日法律第100号)第12条第1項第7号の規定に基づく、会社の経営努力による費用の縮減を助長するための助成金に係る利益については、繰越利益剰余金といたしたく存じます。

【剰余金の処分に関する事項】

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

安全対策・サービス高度化積立金	21,008,603,543 円
高速道路事業積立金	2,889,815,803 円
別途積立金	4,091,171,480 円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	27,989,590,826 円
---------	------------------

(注) 安全対策・サービス高度化積立金の取崩しを行う場合は取締役会の決議によります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成30年6月1日に公布された「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」(平成30年法律第40号)により、この法律に基づく海外事業が追加されたことに伴い、現行定款第2条の規定の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第2条 本会社は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を営む。 (1)～(5) 略	(目的) 第2条 <現行のとおり>
	2 本会社は、 <u>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律に基づき、同法の目的を達成するため、同法第3条第1項の基本方針に従って、道路の整備又は維持管理であつて海外において行われるものに関する調査、測量、設計、試験及び研究の事業を営む。</u>
2 本会社は、 <u>前項の事業を営むほか、同項第1号から第3号までの事業に支障のない範囲内で、次の事業を営む。</u> (1)～(20) 略	3 本会社は、 <u>前2項の事業を営むほか、第1項第1号から第3号までの事業に支障のない範囲内で、次の事業を営む。</u> (1)～(20) <現行のとおり>

上記の変更は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日をもってその効力を生じるものとします。

第3号議案 取締役7名の選任の件

取締役全員7名は、第13回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	さむら しゅんいち 茶村 俊一 (昭和21年1月31日生)	昭和44年3月 株式会社松坂屋(現株式会社大丸松坂屋百貨店) 入社 平成11年5月 同 取締役名古屋事業部長兼名古屋店長 平成12年5月 同 常務取締役 平成14年5月 同 代表取締役専務取締役 平成15年5月 同 本社営業本部長 平成16年5月 同 代表取締役専務執行役員本社経営企画室長 平成16年9月 同 代表取締役専務執行役員本社経営企画室長 兼内務業務改革室長 平成18年3月 同 代表取締役専務執行役員本社経営企画室長 平成18年5月 同 代表取締役社長執行役員 平成18年9月 株式会社松坂屋ホールディングス代表取締役社長 株式会社松坂屋代表取締役社長執行役員営業統括本部長 平成19年5月 J. フロントリテイリング株式会社取締役銀座再開発担当 株式会社大丸取締役 平成20年5月 株式会社松坂屋代表取締役社長 平成22年3月 J. フロントリテイリング株式会社代表取締役社長 平成25年4月 同 代表取締役会長 平成26年6月 当社取締役会長(現) 平成28年5月 J. フロントリテイリング株式会社相談役(現)	0株
2	みやいけ よしひと 宮池 克人 (昭和21年9月5日生)	昭和46年4月 中部電力株式会社 入社 平成13年6月 同 取締役 土木建築部長 平成15年6月 同 取締役 発電本部土木建築部長 平成17年6月 同 常務取締役執行役員 情報システム部統括、環境・立地本部長 平成19年6月 同 代表取締役副社長執行役員 資材部分担、情報システム部統括、 環境・立地本部長 平成20年6月 同 代表取締役副社長執行役員 情報システム部統括、環境・立地本部長 平成23年6月 同 代表取締役副社長執行役員 情報システム部統括、発電本部長 平成25年6月 同 顧問(現) 平成26年6月 当社代表取締役社長 CEO兼COO(現)	0株
3	ますだ ゆういち 増田 優一 (昭和26年11月27日生)	昭和50年4月 建設省(現国土交通省) 入省 平成16年7月 国土交通省道路局次長 平成18年7月 内閣府政策統括官(防災担当) 平成19年7月 国土交通省都市・地域整備局長 平成20年7月 同省大臣官房長 平成21年7月 同省総合政策局長 平成22年8月 国土交通審議官 平成25年8月 国土交通事務次官 平成26年7月 国土交通省顧問 平成26年12月 東京海上日動火災保険株式会社 顧問 平成28年6月 当社代表取締役専務執行役員 総務本部長 兼 倫理・法令遵守担当(CCO)(現)	0株
4	おくわき いくお 奥脇 郁夫 (昭和32年9月21日生)	昭和55年4月 日本道路公団 入社 平成24年6月 当社執行役員 東京支社長 平成26年4月 同 執行役員 業務改革推進部長 兼 組織改革推進担当 平成27年4月 同 執行役員 技術・建設本部副本部長(技術部門担当) 兼 組織改革推進担当 平成28年6月 同 執行役員 技術・建設本部副本部長(技術部門担当) 兼 生産性向上担当 平成29年6月 同 取締役 常務執行役員 経営企画本部長 平成30年4月 同 取締役 常務執行役員 経営企画本部長 兼 情報セキュリティ統括担当(CISO)(現)	0株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5	ふじい もとお 藤井 元生 (昭和34年1月1日生)	昭和58年4月 建設省(現国土交通省) 入省 平成23年7月 同 北海道局地政課長 平成25年8月 名古屋高速道路公社副理事長 平成27年7月 国土交通省九州地方整備局副局長 平成28年10月 株式会社建設資源広域利用センター常務取締役(現)	0株
6	げじま りょういち 源島 良一 (昭和35年2月8日生)	昭和59年4月 日本道路公団 入社 平成24年10月 当社 建設事業本部 事業調整担当部長 平成26年1月 同 執行役員 金沢支社長 平成28年6月 同 執行役員 東京支社長 兼 東京オリンピック・パラリンピック担当(現)	0株
7	ぬのめ ひろし 布目 弘司 (昭和32年7月23日生)	昭和57年4月 日本道路公団 入社 平成25年9月 当社 企画本部 経営企画部 グループ管理担当部長 平成26年6月 同 総務本部 経理部長 平成28年6月 同 執行役員 総務本部 人事部長(現)	0株

(注) 1.取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2.茶村俊一氏は、会社法第2条第15号に定めのある社外取締役候補者です。

3.候補者茶村俊一氏は、株式会社松坂屋代表取締役社長、J. フロントリテイリング株式会社代表取締役社長、代表取締役会長などを歴任されたことにより培われた豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

第4号議案 監査役4名の選任の件

監査役全員4名は、第13回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	こやま とおる 小山 徹 (昭和31年10月8日生)	昭和54年4月 日本道路公団 入社 平成20年7月 当社 企画本部 渉外・広報部長 平成21年4月 同 関連事業本部 担当部長 平成22年7月 同 総務本部 経理部長 平成24年6月 同 総務本部 人事部長 平成27年4月 同 執行役員 総務本部 人事部長 平成28年6月 同 取締役 常務執行役員 関連事業本部長	0株
2	てらだ まさふみ 寺田 雅史 (昭和32年2月3日生)	昭和54年4月 株式会社東海銀行 入行 平成16年7月 株式会社UFJ銀行 名古屋営業第2部長 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行 理事 名古屋営業本部長名古屋営業第4部長 平成19年6月 同 名古屋駅前支社長 平成21年5月 同 本部審議役 平成22年6月 オークマ株式会社 執行役員 人事部・内部監査室担当兼秘書室長 平成24年4月 東栄株式会社 常勤監査役 平成26年6月 同 専務取締役企画管理部門長	0株
3	しらいし ますみ 白石 真澄 (昭和33年11月6日生)	昭和62年3月 株式会社西武百貨店 入社 平成元年5月 株式会社ニッセイ基礎研究所 入社 平成13年7月 同 主任研究員 平成14年4月 東洋大学経済学部社会経済システム学科助教授 平成18年4月 同 経済学部社会経済システム学科 教授 平成19年4月 関西大学政策創造学部 教授 平成26年6月 当社 監査役	0株
4	やまぐち ちあき 山口 千秋 (昭和24年12月25日生)	昭和47年4月 トヨタ自動車販売株式会社 入社 平成10年5月 米国トヨタ自動車販売株式会社 上級副社長 平成13年4月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 取締役 平成15年6月 トヨタ自動車株式会社 常勤監査役 平成23年6月 株式会社豊田自動織機 専務取締役 平成24年6月 同 取締役副社長 平成27年6月 東和不動産株式会社 取締役社長	0株

(注)1.監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 2.寺田雅史氏、白石真澄氏及び山口千秋氏の3氏は、会社法第2条第16号に定めのある社外監査役候補者です。
- 3.候補者寺田雅史氏は、株式会社東海銀行(現 三菱UFJ銀行)理事・名古屋駅前支社長・本部審議役、オークマ株式会社執行役員 人事部・内部監査室担当兼秘書室長、東栄株式会社常勤監査役及び専務取締役企画管理部門長などを歴任し、豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- 4.候補者白石真澄氏は、株式会社ニッセイ基礎研究所主任研究員、東洋大学経済学部社会経済システム学科教授及び関西大学政策創造学部教授、当社監査役などを歴任し、豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- 5.候補者山口千秋氏は、米国トヨタ自動車販売株式会社上級副社長、トヨタファイナンシャルサービ

ス株式会社取締役、トヨタ自動車株式会社常勤監査役、株式会社豊田自動織機専務取締役、同取締役副社長及び東和不動産株式会社取締役社長などを歴任し、豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

第5号議案 退任役員に対する慰労金の贈呈の件

1. 第13回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されますひろせあきら 廣瀬輝氏、いのくまやすお 猪熊康夫氏及びこやまとおる 小山徹氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、具体的金額及び支払時期については、取締役会にご一任いただきたく存じます。

2. 第13回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任されますたみやみちえい 田宮道衛氏、おかやまひろむ 岡山弘氏及びみずおけんいち 水尾健一氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、具体的金額及び支払時期については、監査役の協議にご一任いただきたく存じます。

退任されます取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
<small>ひろせあきら</small> 廣瀬 輝	平成 27 年 6 月 23 日 当社取締役 現在に至る
<small>いのくまやすお</small> 猪熊 康夫	平成 25 年 6 月 24 日 当社取締役 現在に至る
<small>こやまとおる</small> 小山 徹	平成 28 年 6 月 24 日 当社取締役 現在に至る
<small>たみやみちえい</small> 田宮 道衛	平成 24 年 6 月 27 日 当社常勤監査役 現在に至る
<small>おかやまひろむ</small> 岡山 弘	平成 26 年 6 月 25 日 当社常勤監査役 現在に至る
<small>みずおけんいち</small> 水尾 健一	平成 26 年 6 月 25 日 当社非常勤監査役 現在に至る